

# 「ポイ捨て防止条例」の規則などについて

●皆さんからのご意見を募集します

本誌三月号でもお知らせしましたが、快適に暮らせる美しいまちづくりを進めるため、ポイ捨てや歩きタバコなどを規制する「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」(ポイ捨て防止条例)が昨年十二月に制定されました。

この条例では、吸い殻や空き缶などのポイ捨てを禁止するとともに、飼い犬のふんの回収などを義務付け、区域・場所に応じた罰則(過料)を定めています。また、「美化

推進重点区域」と「喫煙制限区域」では、規制がより強化される内容になっています。今後、条例の規定を受けて、具体的な規制区域の範囲などを検討する必要があります。

そこで、条例に基づいて必要な事項をまとめた素案について、市民の皆さんの意見を募集します。寄せていただいた意見などを踏まえて、具体的な区域などを決め、今年の八月に条例を施行する予定です。なお、罰則規定の適用は十月からを予定しています。

## ■意見募集

4月18日(月)から市役所12階ごみ減量推進課、2階市政刊行物コーナー、区役所の総務企画課、まちづくりセンターなどで配布する素案をご覧の上、5月17日(火)までに送付か持参でお寄せください。ファクス、Eメールも可。また、素案は4月18日(月)からホームページ <http://www.city.sapporo.jp/seiso/> (でも) 覧いただけます。

2928 **【詳細】**ごみ減量推進課 ☎(211)

## 「ポイ捨て防止条例」施行までの流れ

### ①条例の制定 (平成16年12月)

市内全域におけるポイ捨ての禁止  
公共の場所における飼い犬のふんの回収義務



喫煙制限区域内における歩きタバコの禁止



公共の場所における喫煙の制限、印刷物などの回収



### ②市民意見を募集

- ・「美化推進重点区域」と「喫煙制限区域」の指定について
- ・散乱等防止指導員の配置について など



### ③市民意見を踏まえて条例施行規則などを制定



### ④条例の施行 (今年8月の予定、罰則規定の適用は10月の予定)

## 受動喫煙による被害を防ぐために

### ●禁煙・完全分煙に取り組んでいる施設を募集



← 認証した施設に交付するステッカー

#### 受動喫煙防止対策ガイドラインによる対策の基準

禁煙とは…

建物内または敷地内の喫煙を禁止すること

完全分煙とは…

非喫煙場所にたばこの煙や匂いが流れ込まない状態で、次のすべてに該当する場合のこと

- ①喫煙場所が指定されていること
- ②非喫煙場所にたばこの煙や匂いが漏れないこと
- ③たばこの煙を屋外へ排気していること

※受動喫煙=自分の意志に関係なく、他人のたばこの煙を吸わされること。

たばこの煙による健康被害を防ぐため、禁煙や完全分煙を実施している施設を募集します。

この取り組みは、受動喫煙対策に取り組んでいる施設を、市が「ここから健康づくり応援団」として認証するもの。認証した施設には、ステッカーを交付するほか、施設名などを市のホームページ上で公表します。募集の対象となる施設は、飲食店、病院、百貨店、スーパー、娯楽施設、ホテル、学校などの多くの人が集まる施設です。

市では、三月に「受動喫煙防止対策ガイドライン」を策定。このガイドラインでは、

受動喫煙を防止する最も適切な方法を「禁煙」とし、次に適切な方法を「完全分煙」と定めています。それぞれの基準は右記の通りです。

市民、企業、行政が一体となって「たばこの煙から市民を守る」ため、多くの応募をお待ちしています。

#### ■応募方法

市役所4階地域保健課、2階市政刊行物コーナー、区役所の総務企画課、保健センター、まちづくりセンターなどで配布しているチラシをご覧の上、送付か持参、ファクスでご応募ください。

**【詳細】**地域保健課 ☎(211) 2306